

一般社団法人日本エイズ学会・一般社団法人日本病院薬剤師会認定  
**HIV感染症薬物療法認定薬剤師認定申請資格**

**1. HIV感染症薬物療法認定薬剤師**

以下の全てを満たす者は認定を申請することができる。

- (1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた見識を備えていること。
- (2) 薬剤師としての実務経験を3年以上有し、日本病院薬剤師会の会員であること。ただし、別に定める団体のいずれかの会員であればこれを満たす。
- (3) 日本エイズ学会の会員であること。
- (4) 日本病院薬学認定薬剤師であること。ただし、日本医療薬学会の専門薬剤師制度により認定された専門薬剤師であればこれを満たす。
- (5) 申請時において、病院または診療所もしくは保険薬局に勤務し、HIV感染症患者に対する指導に3年以上、かつ、申請時に引き続いで1年以上従事していること（所属長の証明が必要）。
- (6) 日本病院薬剤師会が認定する研修施設（以下「研修施設」という）において、日本病院薬剤師会が主催するHIV感染症薬物療法認定薬剤師養成研修（実地研修を15時間以上）を履修していること、または、研修施設において3年以上、HIV感染症患者に対する指導に従事していること（所属長の証明が必要）。
- (7) 日本病院薬剤師会が認定するHIV感染症領域の講習会、及び別に定める学会が主催するHIV感染症領域の講習会などを所定の単位（10時間、5単位）以上履修していること。
- (8) HIV感染症患者に対する指導実績が10症例以上を満たしていること。
- (9) 病院長あるいは施設長等の推薦があること。
- (10) 日本病院薬剤師会が行うHIV感染症薬物療法認定薬剤師認定試験に合格していること。

**附則**

- 1) HIV感染症薬物療法認定薬剤師認定申請資格は平成20年8月6日より施行する。
- 2) 認定は平成21年度から開始する。
- 3) 平成21年6月5日改定
- 4) 平成22年4月17日改定
- 5) 平成22年10月30日改定
- 6) 平成25年2月9日改定
- 7) 平成26年2月8日改定
- 8) 平成27年2月14日改定 ただし、令和3年度までに認定申請するものにあっては（4）は従前の認定申請資格（日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師、薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度、日本臨床薬理学会認定薬剤師）で差し支えない。
- 9) 平成28年2月13日改定
- 10) 令和元年1月21日改定、令和2年4月1日施行  
申請時において保険薬局に勤務し、令和4年度以降に認定申請するものにあっては、（4）は従前の認定申請資格（薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度、日本臨床薬理学会認定薬剤師）で差し支えない。
- 医学・薬学系大学院博士課程修了者（4年制課程に限る・社会人大学院を除く）にあっては、個別審査の上、（2）に定める「薬剤師としての実務経験年数」及び（5）に定める「HIV感染症患者に対する指導従事年数」に、2年を算入することができる。ただし、申請時において、HIV感染症に関する博士論文のコピー及び、大学院修了証明書のコピーを提出すること。
- 11) 令和6年5月18日改定、令和6年6月1日施行
- 12) 令和8年3月○日改定、令和8年4月1日施行

別添

H I V感染症薬物療法認定薬剤師認定申請資格に関する事項

1. (2) で「別に定める団体」とは、以下の通りである。

- 日本薬剤師会
- 日本女性薬剤師会
- 日本保険薬局協会

ただし、日本保険薬局協会は、会員である保険薬局に勤務する薬剤師であればこれを満たす。

2. (7) で「別に定める学会」とは、以下の通りである。

- 日本医療薬学会
- 日本薬学会
- 日本臨床薬理学会
- 日本エイズ学会

3. (5)「申請時において」とは、認定開始日前日を指す。

4. (5)、(6)、(8) で「H I V感染症患者に対する指導」とは、良好なコミュニケーションを通して患者の意思を尊重した服薬支援など、薬物療法を中心とした総合的な支援を行うことで、H I V感染症の薬物療法を有効かつ安全に実施できるよう努めることである。

5. (7) で「日本病院薬剤師会が認定するH I V感染症領域の講習会」とは、以下の機関または団体が実施する講習会である。

- 日本病院薬剤師会
- 日本病院薬剤師会が実施する e ラーニング
- 各都道府県病院薬剤師会（ブロック開催も含む）
- 国立健康危機管理研究機構国立国際医療センター エイズ治療・研究開発センター
- H I V／A I D Sブロック拠点病院
- H I V感染症薬物療法認定薬剤師養成研修事業において日本病院薬剤師会が認定する研修施設

**H I V感染症専門薬剤師認定申請資格**

平成20年8月6日

**1. H I V感染症専門薬剤師**

以下の全てを満たす者は認定を申請することができる。

- (1) 申請時において、H I V感染症薬物療法認定薬剤師であり、かつ、日本エイズ学会の会員であること。
- (2) 日本医療薬学会、日本薬学会、日本薬剤師会学術大会、日本エイズ学会、関連する国際学会、全国レベルの学会あるいは日本病院薬剤師会ブロック学術大会において、H I V感染症領域に関する学会発表が2回以上（うち、少なくとも1回は発表者）、複数査読制のある国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌にH I V感染症領域に関する学術論文が1編以上（筆頭著者）の全てを満たしていること。
- (3) 病院長あるいは施設長等の推薦があること。
- (4) 日本病院薬剤師会が行うH I V感染症専門薬剤師認定試験に合格していること。

なお、平成20年度については、上記によらず、別に定める「過渡的措置によるH I V感染症専門薬剤師認定申請資格」により、日本病院薬剤師会が審査しH I V感染症専門薬剤師として委嘱する過渡的措置をとることとする。

試験による認定は平成21年度から開始する。

**附則**

- 1) 令和8年3月〇日改定、令和8年4月1日施行

一般社団法人日本エイズ学会・一般社団法人日本病院薬剤師会認定  
**HIV 感染症薬物療法認定薬剤師認定の更新条件**

1. 日本病院薬剤師会は、HIV 感染症薬物療法認定薬剤師の資質を向上させる目的で、認定の更新を行う。
2. 認定期間は5年間とする。認定更新されない場合は、引き続き、HIV 感染症薬物療法認定薬剤師を呼称することはできない。
3. 更新を保留する場合は最長3年間まで認めることとする。保留期間中は HIV 感染症薬物療法認定薬剤師を呼称することはできない。保留する場合は、理由書（様式自由）を提出する。
4. 日本病院薬剤師会は、更新対象者に満期の約1年前に更新手続きを通知する。
5. 更新に必要な条件は以下の通りとする。
  - (1) 認定期間中継続して、日本病院薬剤師会の会員であること。ただし、別記1に定める団体のいずれかの会員であればこれを満たす。
  - (2) 更新申請時において、日病薬病院薬学認定薬剤師であること。ただし、日本医療薬学会の専門薬剤師制度により認定された専門薬剤師であればこれを満たす。
  - (3) 更新申請時において、日本薬学会、日本医療薬学会、日本臨床薬理学会のいずれかの会員であり、かつ、日本エイズ学会の会員であること。
  - (4) 認定期間中、施設内において HIV 感染症に関する専門的業務に従事していたことを証明できること。
  - (5) 更新申請までの5年間に、別記2に定める HIV 感染症に関する講習単位25単位以上（特段の理由がない限り、毎年最低3単位以上）を取得すること。ただし、25単位のうち日本病院薬剤師会の HIV 感染症に関する講習会あるいは国立健康危機管理研究機構国立国際医療センター エイズ治療・研究開発センター及び HIV/AIDS ブロック拠点病院が実施する講習会で12単位以上を取得すること。
  - (6) 更新申請までの5年間に、HIV 感染症患者に対する指導実績が5症例以上を満たしていること。
  - (7) 更新申請までの5年間に、関連する国際学会、全国レベルの学会あるいは日本病院薬剤師会ブロック学術大会において HIV 感染症に関する学会発表が1回以上（共同発表者でも可）、または複数査読制のある国際的あるいは全国的な学会誌・学術雑誌に HIV 感染症に関する学術論文が1編以上（共同著者でも可）あること。

## 別添

### HIV 感染症薬物療法認定薬剤師認定の更新条件に関する事項

(2)、(3) で「更新申請時において」とは、更新認定開始日前日を指す。

## 別記 1

(1) で「別記 1 に定める団体」とは、以下の通りである。

- 日本薬剤師会
- 日本女性薬剤師会
- 日本保険薬局協会

ただし、日本保険薬局協会は、会員である保険薬局に勤務する薬剤師であればこれを満たす。

## 別記 2

### 1. HIV 感染症薬物療法認定薬剤師の更新に関する講習単位数一覧表

研修項目	単位数
日本病院薬剤師会の HIV 感染症に関する講習会への参加	6 / 日
日本病院薬剤師会 Future Pharmacist Forum での HIV 感染症に関するシンポジウムへの参加	1 / 2 時間
国立健康危機管理研究機構国立国際医療センター エイズ治療・研究開発センターが実施する講習会への参加（現地参加）	6 / 日
国立健康危機管理研究機構国立国際医療センター エイズ治療・研究開発センターが実施する講習会への参加（Web参加）	全コース修了で 1 2 / 回
HIV／AIDS ブロック拠点病院が実施する講習会への参加	1 / 2 時間 (1 日 5 時間以上で 6 単位、2 日間の合 計が 10 時間以上で 12 単位) (※2)
各都道府県病院薬剤師会（ブロック学術大会含む）の HIV 感染症に関する講習会（※1）への参加	1 / 2 時間 (※2)
対象となる学会・職能団体（※3）の主催するHIV 感染症に関する講習会への参加	1 / 2 時間
日本病院薬剤師会が認定した HIV 感染症に関する集合研修（※4）への参加	1 / 2 時間
日本病院薬剤師会が実施する HIV 感染症に関するeラーニングの受講	0.25 / 30 分
国際学会あるいは全国レベルの学会（※5）においての HIV感染症に関する学会、研究会等での発表（筆頭演者）	3 / 報
国際学会あるいは全国レベルの学会（※5）においての HIV感染症に関する学会、研究会等での発表（共同演者）	1 / 報

複数査読制のある国際的あるいは全国的な学会誌・学術雑誌 にHIV感染症に関する学術論文（筆頭著者）	10/編
複数査読制のある国際的あるいは全国的な学会誌・学術雑誌 にHIV感染症に関する学術論文（共同著者）	4/編

- ※1 講習会を開催する都道府県病院薬剤師会は、日本病院薬剤師会に申し込みを行い、承認を得ること。
- ※2 最低1時間以上
  - 1時間：0.5単位
  - 1時間30分：0.75単位
- ※3 日本エイズ学会、日本薬学会、日本医療薬学会、日本臨床薬理学会
- ※4 集合研修の主催者は、日本病院薬剤師会に申し込みを行い、承認を得ること。
- ※5 日本病院薬剤師会ロック学術大会もこれに準じる。

2. 更新申請時には、講習会等の受講証明書、病院薬学研修単位に係る書類、論文の別刷またはコピーなどの単位の取得を証明する書類を添付すること。

#### 附則

- 1) 平成22年3月20日制定
- 2) 平成22年4月17日改定
- 3) 平成24年3月24日改定
- 4) 平成26年2月8日改定
- 5) 平成27年2月14日改定 ただし、令和3年度までに更新申請するものにあっては  
(2)は従前の更新条件（日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師、薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度、日本臨床薬理学会認定薬剤師）で差し支えない。
- 6) 平成28年2月13日改定
- 7) 平成29年12月16日改定
- 8) 令和元年12月21日改定、令和2年4月1日施行  
更新申請時において保険薬局に勤務し、令和4年度以降に更新申請するものにあっては、(2)は従前の更新条件（薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度、日本臨床薬理学会認定薬剤師）で差し支えない。
- 9) 令和3年4月10日改定、令和3年6月1日施行
- 10) 令和4年2月5日改定、令和4年4月1日施行
- 11) 令和6年5月18日改定、令和6年6月1日施行 ただし、令和8年度までに更新申請するものにあっては(5)は従前の更新条件で差し支えない。また、従前の更新条件を使用して申請する場合、講習単位に関する「専門薬剤師・認定薬剤師の認定審査・更新審査に係る取扱いについて (Q&A)」は従前（令和4年12月17日付日病薬発第2022-156号）の内容を確認すること。
- 12) 令和8年3月○日改定、令和8年4月1日施行

一般社団法人日本エイズ学会・一般社団法人日本病院薬剤師会認定  
HIV 感染症専門薬剤師認定の更新条件

1. 日本病院薬剤師会は、HIV 感染症専門薬剤師の資質を向上させる目的で、認定の更新を行う。
2. 認定期間は 5 年間とする。認定更新されない場合は、引き続き、HIV 感染症専門薬剤師を呼称することはできない。
3. 更新を保留する場合は最長 3 年間まで認めることとする。保留期間中は HIV 感染症専門薬剤師を呼称することはできない。保留する場合は、理由書（様式自由）を提出する。
4. 日本病院薬剤師会は、更新対象者に満期の約 1 年前に更新手続きを通知する。
5. 更新に必要な条件は以下の通りとする。
  - (1) 認定期間中継続して、日本病院薬剤師会の会員であること。ただし、別記 1 に定める団体のいずれかの会員であればこれを満たす。
  - (2) 更新申請時において、日本薬学会、日本医療薬学会、日本臨床薬理学会のいずれかの会員であり、かつ、日本エイズ学会の会員であること。
  - (3) 認定期間中、施設内において HIV 感染症に関する専門的業務に従事していたこと、および施設内・地域・学会等において指導的役割を果たしてきたことを証明できること。
  - (4) 更新申請までの 5 年間に、別記 2 に定める HIV 感染症に関する講習単位 25 単位以上（特段の理由がない限り、毎年最低 3 単位以上）を取得すること。ただし、25 単位のうち日本病院薬剤師会の HIV 感染症に関する講習会あるいは国立健康危機管理研究機構国立国際医療センター エイズ治療・研究開発センター及び HIV/AIDS ブロック拠点病院が実施する講習会で 12 単位以上を取得すること。
  - (5) 更新申請までの 5 年間に、関連する国際学会、全国レベルの学会あるいは日本病院薬剤師会ブロック学術大会において HIV 感染症に関する学会発表が 1 回以上（共同発表者でも可）、または複数査読制のある国際的あるいは全国的な学会誌・学術雑誌に HIV 感染症に関する学術論文が 1 編以上（共同著者でも可）あること。

## 別添

### HIV 感染症専門薬剤師認定の更新条件に関する事項

(2) で「更新申請時において」とは、更新認定開始日前日を指す。

## 別記 1

(1) で「別記 1 に定める団体」とは、以下の通りである。

- 日本薬剤師会
- 日本女性薬剤師会
- 日本保険薬局協会

ただし、日本保険薬局協会は、会員である保険薬局に勤務する薬剤師であればこれを満たす。

## 別記 2

### 1. HIV 感染症専門薬剤師の更新に関する講習単位数一覧表

研修項目	単位数
日本病院薬剤師会の HIV 感染症に関する講習会への参加	6 / 日
日本病院薬剤師会 Future Pharmacist Forum での HIV 感染症に関するシンポジウムへの参加	1 / 2 時間
国立健康危機管理研究機構国立国際医療センター エイズ治療・研究開発センターが実施する講習会への参加 (現地参加)	6 / 日
国立健康危機管理研究機構国立国際医療センター エイズ治療・研究開発センターが実施する講習会への参加 (Web参加)	全コース修了で 1 2 / 回
HIV/AIDS ブロック拠点病院が実施する講習会への参加	1 / 2 時間 (1 日 5 時間以上 で 6 単位、 2 日間 の合計が 10 時間 以上で 12 単位) (※ 2)
各都道府県病院薬剤師会 (ブロック学術大会含む) の HIV 感染症に関する講習会 (※ 1)への参加	1 / 2 時間 (※ 2)
対象となる学会・職能団体 (※ 3) の主催するHIV 感染症に関する講習会への参加	1 / 2 時間
日本病院薬剤師会が認定した HIV 感染症に関する集合研修 (※ 4)への参加	1 / 2 時間
日本病院薬剤師会が実施する HIV 感染症に関するeラーニングの受講	0. 25 / 30 分
国際学会あるいは全国レベルの学会 (※ 5) においての HIV 感染症に関する学会、研究会等での発表 (筆頭演者)	3 / 報
国際学会あるいは全国レベルの学会 (※ 5) においての HIV 感染症に関する学会、研究会等での発表 (共同演者)	1 / 報
複数査読制のある国際的あるいは全国的な学会誌・学術雑誌に HIV 感染症に関する学術論文 (筆頭著者)	10 / 編

- ※ 1 講習会を開催する都道府県病院薬剤師会は、日本病院薬剤師会に申し込みを行い、承認を得ること。
- ※ 2 最低 1 時間以上
  - 1 時間 : 0. 5 単位
  - 1 時間 30 分 : 0. 75 単位
- ※ 3 日本エイズ学会、日本薬学会、日本医療薬学会、日本臨床薬理学会
- ※ 4 集合研修の主催者は、日本病院薬剤師会に申し込みを行い、承認を得ること。
- ※ 5 日本病院薬剤師会ブロック学術大会もこれに準じる。

2. 更新申請時には、講習会等への受講証明書、病院薬学研修単位に係る書類、論文の別刷またはコピーなどの単位の取得を証明する書類を添付すること。

#### 附則

- 1) 平成 22 年 3 月 20 日制定
- 2) 平成 22 年 4 月 17 日改定
- 3) 平成 24 年 3 月 24 日改定
- 4) 平成 26 年 2 月 8 日改定
- 5) 平成 27 年 2 月 14 日改定
- 6) 平成 28 年 2 月 13 日改定
- 7) 平成 29 年 1 月 16 日改定
- 8) 令和元年 1 月 21 日改定、令和 2 年 4 月 1 日施行
- 9) 令和 3 年 4 月 10 日改定、令和 3 年 6 月 1 日施行
- 10) 令和 4 年 2 月 5 日改定、令和 4 年 4 月 1 日施行
- 11) 令和 6 年 5 月 18 日改定、令和 6 年 6 月 1 日施行 ただし、令和 8 年度までに更新申請するものにあっては（4）は 従前の更新条件 で差し支えない。また、従前の更新条件を使用して申請する場合、講習単位に関する「専門薬剤師・認定薬剤師の認定審査・更新審査に係る取扱いについて（Q&A）」は従前（令和 4 年 12 月 17 日付日病薬発第 2022-156 号）の内容を確認すること。
- 12) 令和 8 年 3 月〇日改定、令和 8 年 4 月 1 施行